

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月29日経技第636号

第1 協同農業普及事業の実施の考え方

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、時々の農政課題に的確に対応しながら、農業経営及び農村生活の向上に自主的に取り組む農業者への高度な技術や経営などの支援をとおして、担い手の育成、農業生産の拡大、生産性の向上、産地の育成など多くの成果を上げてきた。

しかしながら、現状では、農業所得の減少、農業従事者の減少及び高齢化、耕作放棄地の増加など様々な課題がある。

今後、本県の農業・農村の持続的な発展を図っていくためには、食料・農業・農村基本計画並びに栃木県農業振興計画に基づき、栃木県の潜在力を引き出しながら、本県農業の強みや発展可能性を活かし、県内外からの意欲ある人材の確保・育成、知恵と技術力による生産性の一層の向上、付加価値の高い農業の確立、持続可能な農業・農村の環境づくりなど各種施策を総合的に展開していく必要がある。

そこで、本県における普及事業は、これらの農政課題に対応し、「魅力ある成長産業として農業の持続的な発展」を目指して、関係機関と連携して地域農業の課題解決を適切に支援するなど効率的かつ効果的な普及指導活動を実施する。

1 普及指導員の役割

普及指導員は、直接農業者に接して信頼関係を構築しつつ、教育的手法を用いて農業者の内在する能力を引き出し、自ら考え行動できる農業者を育成するとともに、農業者、農業者集団（機能集団・地縁集団）、地域農業の課題解決活動を支援する。

2 普及指導員が発揮すべき機能

普及指導員は、スペシャリスト機能とコーディネート機能の両機能を併せて発揮し、農業者と消費者との結び付きの構築を含め、地域農業の生産面、流通面などにおける革新を総合的に支援する。

- (1) スペシャリスト機能を発揮し、農業者に対し地域の特性に応じた高度な技術の普及をとおして経営改善を支援する。
- (2) これまで以上にコーディネート機能を強化し、先導的な役割を担う農業者及び地域内外の関係機関の連携体制を構築する。また、地域農業を取り巻く状況を踏まえ将来展望を提案し、関係者の合意形成を図るとともに、対応方策の策定及び実施を支援する。

第2 普及指導活動の課題

1 取り組むべき課題

(1) 担い手・経営対策

担い手・経営対策として、企業的な経営感覚を身につけた農業経営者の育成、県

内外からの幅広い新規就農者の確保、集落営農の組織化・法人化などが必要である。

ア 意欲的な農業者の経営高度化支援

継続的な経営コンサルティング活動に加え、需要に即した商品づくりや販路拡大の支援、加工・販売までを含めた経営の多角化・法人化、新規部門への挑戦などの経営改革を実践する意欲ある農業経営者を育成する。

イ 明日を担う新規就農者の確保・育成

非農家や県外出身者も含め、本県での就農に意欲のある人材をより多く確保し、円滑な就農を支援するとともに、経営の発展段階に応じた研修や課題解決活動などの実施をとおして技術と経営能力の向上を支援する。

ウ 地域農業を維持する担い手の確保

農業者の減少や高齢化が進み、担い手が不足している地域では、水田などを共同で管理する集落営農組織の設立を促進するとともに、組織経営の安定化や次世代に向けて継続して営農が行われるように法人化を推進する。

また、豊かな知識や技術を有する女性農業者など、地域の農業を担う人材の確保・育成に向け、「とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」に基づき、パートナーシップによる農業経営への参画や地域社会への女性の参画などを促進する。

(2) 生産・流通対策

生産・流通対策として、多様な需要に対応できる機動力のある産地づくり、生産流通体制の効率化、他産業との連携による農産物の高付加価値化などが必要である。

ア マーケットイン型産地への改革推進

機動力のある産地づくりのため、加工業者、中食外食産業さらに輸出なども含めた多様な需要に対応できる生産・流通体制の構築に向け、新たな商品づくりや販売開拓のノウハウを持った人材の育成、マーケティングリサーチの取組などにより産地改革を促進し、マーケットイン型の産地づくりを支援する。

イ 効率的な生産流通体制の確立

生産・流通の技術革新を進めるとともに、一層の生産コストの低減のため、低コスト生産技術や新品種の普及、経営規模の拡大、分業化により、効率的な生産体制の確立を支援する。

ウ 特色ある農産物の生産振興

地域の条件に適した特用作物や特産物の安定生産と、産地の取組・発展を図るとともに、ブランド力や生産性向上に向けた取組を支援する。

エ 農産物の高付加価値化の取組の推進

他産業との連携などをとおして、消費者に魅力ある商品・サービスを提供していくために、農業者自らの加工・販売への取組を支援するとともに、食品産業や観光産業などと農業者との連携の支援、情報の共有、地域農産物の特色を活かした新しい商品開発や、生産・加工・販売までのバリューチェーンの構築を促進するなど、農産物の高付加価値化を推進する。

オ 競争力の高い新品種・新技術の開発・普及

時代のニーズに合った新品種や産地競争力を高める生産技術の開発・普及に取り組むとともに、品質の向上や商品の差別化を通して農産物等の付加価値を高めるため、新品種・新技術の知的財産としての権利取得と活用を支援する。

(3) 生産環境対策

生産環境対策として、効率的で安定した農業生産のための優良農地の確保、自然環境への負荷を軽減した環境保全型農業の推進などが必要である。

ア 優良農地の有効利用の促進

農業生産の基盤である優良な農地を維持するため、担い手への農地集積や耕作放棄地の発生防止を推進し、二毛作や新規需要米の作付、露地野菜などとの組合せによる農地の有効活用を促進する。

イ 環境保全型農業の推進

堆肥などを活用した土づくりやI P M（総合的病害虫・雑草管理）の推進を通じて、化学肥料や化学農薬の使用低減に向けた取組を支援する。有機農業については、公開ほ場などによる普及啓発など、農業者が有機農業に取り組みやすい環境づくりを進めるとともに、消費者への理解促進に向けた取組を推進する。

また、地球温暖化に適応する栽培技術の導入や環境負荷軽減の取組を支援する。

ウ 鳥獣害対策の支援

野生鳥獣による農作物などへの被害を把握するとともに、地域の被害の実情に応じた鳥獣被害防止対策の導入を支援する。

(4) 消費・安全対策

消費・安全対策として、農産物生産の安全管理の徹底、消費者に的確な情報の発信などが必要である。

ア 農産物に対する消費者の信頼確保

G A P、トレーサビリティの導入促進などにより、生産者の責任ある行動を促し、農薬の適正使用や農産物の品質管理、家畜の衛生管理の徹底など、農産物の信頼確保の取組を支援する。

また、農産物の生産履歴、家畜の飼養履歴、特別栽培農産物、有機農業など環境にやさしい農産物生産の取組について、消費者にわかりやすい情報の発信を支援する。

(5) 農村振興対策

農村振興対策として個性豊かな地域資源を活用した地域の活力向上、農業・農村の多面的機能の維持・保全などが必要である。

ア 個性豊かな地域資源の活用促進

豊かな自然や景観、伝統文化や郷土料理などの地域資源を保全継承・活用し、農村の活性化を図るため、地域の核となるリーダーの育成や「食の街道」の取組などによるコミュニティービジネスを推進するなど、地域の活力向上の取組を支援する。

また、地域の農産物を活用した新たな加工品の生産販売など、農村起業活動への取組を支援する。

イ 豊かな農村環境の維持・保全

農業生産などの条件が不利な中山間地域では、健全な農業生産の維持や耕作放棄地の発生防止を推進するなど、農村の多面的機能の維持・保全を支援する。

2 重点課題

以下の重点課題については、所管各部課と連携し、重点的に取り組むこととする。

(1) 本県農業をリードするプロ農家の育成～先進的な農業経営者の育成～

高い技術力を活かした生産性の向上や需要に即応した商品づくり、販路拡大など、自らの創意工夫と判断により経営の高度化に取り組む先進的な農業経営者、いわゆるプロ農家の育成を支援する。

(2) 時代の変化に対応した産地競争力の強化～産地改革の促進～

需要に対応した力強い園芸産地の育成や全国有数のトップブランド農産物の育成・強化を図り、産地競争力の強化を支援する。

(3) 水田経営とちぎモデルの推進～水田農業の生産構造の改革促進～

本県水田の有利性を活かした「水田経営とちぎモデル」の推進により、効率的で安定的な経営が主体となる水田農業の生産構造の確立を支援する。

(4) 農業を起点とした“フードバレーとちぎ”の推進～農業の高付加価値化の促進～

本県の特徴を活かした“フードバレーとちぎ”の実現を目指しつつ、農業者と商工業者などの連携や農業者自らが加工・販売する、いわゆる農業の6次産業化によって、農業の高付加価値化を支援する。

(5) 環境をはぐくむ“エコ農業とちぎ”の展開～環境にやさしい農業の促進～

これまでの環境保全型農業に「生物多様性の維持・向上」と「CO₂の排出量削減」を加えた総合的な取組を“エコ農業とちぎ”とし、その技術の充実・発展を支援する。

(6) 地域資源を活用した農山村の元気創出～農山村の活性化～

多様な主体の協働による農村環境保全活動の強化を図り、都市と農村の交流拡大や農業者の収益向上による農山村地域の元気創出を支援する。

(7) ユニバーサル農業の推進～食と農の多彩な効用の促進～

「食と農」の効用を高め、誰もが取り組み、親しめる「ユニバーサル農業」を推進し、農業・農村の社会的価値の向上を支援する。

第3 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員に求められる機能が十分に発揮され、農業者の高度かつ多様なニーズ及び地域農業の抱える課題への的確な対応が図られるよう農業振興事務所経営普及部に普及指導員を配置する。

さらに、県全体の普及指導活動に関する総合的な企画調整などを行う普及指導員を農政部経営技術課技術指導班に配置する。

また、普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成・確保に努める。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

近年の農業分野における技術革新並びに農業者等のニーズの多様化及び高度化に対応し、普及指導員がその機能を発揮していくために必要な資質の向上が図られるよう、研修の充実強化に努める。

向上を図るべき資質としては、①普及指導方法、②スペシャリスト機能、③コーディネーター機能であり、その継続的な向上を図る必要がある。

1 普及指導員の研修

(1) 基本的考え方

高度先進的で専門化した技術を指導するための実践的指導能力や、農業現場における課題解決能力等の強化、さらには普及事業の総合的な企画調整・組織運営、管理等に関する能力を向上するため、普及指導員の自発的な意欲に基づく自己研修を基本に効果的な研修を実施する。また、研修に際しては、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間機関等と連携する。

普及指導員研修体系における研修区分は次のとおりとするが、普及指導員の指導能力や活動実績・職歴等を踏まえた上で、柔軟に対応するものとする。

- ア 普及指導方法の習得
- イ 高度先進技術の習得、経営管理指導能力の向上
- ウ 地域農業のコーディネート力の向上

(2) 県の研修体系

研修目的に応じて、講義・演習等を中心とした集合研修のほか、職場におけるOJT研修、県内外の試験研究機関、教育機関、先進地等への派遣による個別研修等も十分に活用し、研修の質及び研修効果の向上を図る。

ア 新任者研修

新規採用者や転入による新任普及指導員に対し、職場にトレーナーを設置し、OJT研修の充実を図るとともに、普及事業の概要、普及指導方法、農政課題や基礎的技術指導等に関する研修を実施する。

研修項目は、新任期OJT研修、普及指導方法基礎研修、技術指導能力向上研修、普及指導員育成研修等とする。

イ スペシャリスト機能強化研修

(7) 専門担当項目ごとに、農業試験場等を活用し、高度・先進技術の習得や地域に適合するようにするための普及方法に関する研修を実施する。

研修項目は、高度先進技術研修、環境保全型農業研修などとする。

(イ) 法人化、財務管理などの経営管理指導能力の向上のための研修や多様な担い手の確保・育成の手法習得のための研修を実施する。

研修項目は、経営指導能力向上研修、担い手育成研修などとする。

ウ コーディネート機能強化研修

地域農業のコーディネート力の向上や普及指導活動の企画管理能力の向上を図るための研修を実施する。

研修項目は、専門横断型課題対応研修、地域マネジメント研修、コーディネート基礎研修、地域課題解決研修などとする。

(3) 国の研修の活用

国における先進技術や経営管理手法に関する研修、コーディネート機能に関する研修、全国的な課題解決に関する研修などを積極的に活用するとともに、その成果を広く伝達できるよう配慮する。

(4) 研修の計画的な実施

5か年の普及指導員研修基本計画及び年度毎の研修実施計画を作成して、計画的実施を図るとともに、研修の評価及び効果の確認、研修に対するニーズの把握などを通じ、次年度の研修実施計画に反映させる。また、必要に応じ研修基本計画の見直しを行う。

2 調査研究・研究会活動等の充実強化

資質向上の観点から、普及指導員が行う課題解決のための調査研究の高度化を図るとともに、調査研究の共通課題の選定や成果の検討を自主的に行う研究会活動等の充実強化に努める。

3 普及指導手当

普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることにかんがみ、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲のある優秀な人材の確保を図る観点から、普及指導手当制度を運用する。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の重点化

普及指導活動の課題は、農政の展開方向及び地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものとする。

また、普及指導活動の対象者は、認定農業者、集落営農組織、新規就農者、農業へ新規に参入する者、経営参画に意欲的な青年・女性農業者に重点化する。

なお、普及指導活動の課題の内容に応じて、市町村、農業委員会、農業協同組合等が担うべき分野を明確にし、これらと適切に役割を分担し、効果的な普及指導活動を

展開する。

2 普及指導計画の策定と評価

(1) 普及指導計画の策定

経営普及部は、普及指導計画を農業振興事務所単位に策定する地域農業振興計画のアクションプランとして位置づけ、5か年度と単年度ごとに策定する。

なお、地域の農業及び農村の現状並びに将来展望、農政推進上の課題、農業者・消費者のニーズ、新技術の開発状況等を踏まえ、先進的農業者や関係機関の合意を得て策定する。

(2) 普及指導活動の評価

ア 経営普及部における内部評価

普及指導計画に定めた普及課題の進捗状況、到達目標に対する達成度、要因分析、今後の改善方策等について、単年度及び5か年の内部評価を実施する。

イ 外部評価の活用

普及活動を的確に実施するために、必要に応じて外部有識者による幅広い視野からの適切な評価や助言を得る外部評価を行う。

また、外部評価は、農業関係者以外の者を含め、普及事業の目的や成果を説明し、その理解の促進を図り、適切な評価・助言を受けるものとする。

3 効率的・効果的な普及活動体制の整備

農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターの機能を、農業振興事務所経営普及部が担う。

なお、農業振興事務所内での目標の共有化、役割分担を行い、効率的な施策推進を図る。

(1) 経営普及部

ア 活動体制

経営普及部に、園芸課、農畜産課、経営指導担当を設置する（ただし、いちごや畜産の主要な産地を持つ経営普及部には、いちご園芸課、畜産課等を設置する）。

園芸課の普及指導員の担当項目は、野菜、花き、果樹とする。

農畜産課の普及指導員の担当項目は、作物、畜産とする。

経営指導担当の普及指導員の担当項目は、経営、担い手、環境保全型農業とする。

なお、地域的課題は、プロジェクトチームを設置して推進するが、コーディネーター機能強化の観点から、市町や農業協同組合との連携をとりやすい体制とする。

イ 経営普及部の事務

経営普及部の事務は、次に掲げるところを基本とする。

(ア) 農業経営及び農村生活の向上に関する科学的技術及び知識の普及指導活動を総合的に展開するための活動

① 普及指導活動により得た知見の整理・体系化及び情報の共有化

② 普及指導活動の役割分担の決定及び進行管理

③ 普及指導計画の樹立及び変更並びに普及指導活動の評価

- ④経営普及部内における研修の実施
- ⑤関係機関・団体との連絡・調整
- ⑥その他普及指導活動を効率的に展開するために必要な活動
- (イ) 農業者に対する農業経営又は農村生活の向上に関する情報の提供
- (ウ) 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動

ウ 経営普及部長の事務

経営普及部長は部内の事務執行の総括及び管理者としての事務を行う。

なお、経営普及部長については、普及事業に関する見識と経験を有する者を配置するよう配慮する。

(2) 技術指導班

県全体の普及指導活動の企画調整機能を担う。技術指導班の事務は、次に掲げるところを基本とする。

ア 技術・経営の統括と調査研究

新品種・新技術の普及と定着を図るため、県域の技術・経営を統括し、普及指導員を指導支援するとともに、そのための調査研究を行う。

イ 普及指導活動への指導支援

普及指導員がスペシャリスト機能やコーディネート機能を十分発揮できるよう指導力や技術向上の指導や研修を行うとともに、組織的計画的な普及指導活動を展開するための普及指導計画の策定、評価を指導助言する。

ウ 行政機関・関係団体などとの連携

国・県などの行政施策を推進するとともに、県の行政施策などに対して、技術的な見地からの情報提供や助言を行い、関係機関団体などが行う事業に対して指導支援する。

エ 試験研究との連携

試験研究成果の迅速な普及を図るとともに、試験研究課題の設定に対して現場ニーズ等の情報を提供し、効果的な試験研究を推進する。

オ 農業気象災害等への技術対応

農業気象災害を未然に防ぐための生産技術を指導するとともに、農業気象災害が発生した場合には、技術対策を作成・提供して、被害の拡大を防止する。

(3) 農業情報システムを活用した効率的な普及指導活動

技術情報などの各種情報を迅速かつ効率的に農業者等に提供するため、とちぎアグリネットなどの農業情報システムや各機関のホームページなどを活用する。

4 調査研究の実施及びその成果の活用

地域農業の課題解決を効率的にすすめるため、地域の特性に応じた農業に関する高度な技術の組み立て、地域農業をコーディネートするための実態把握など、関連するデータを科学的な方法により収集・分析・考察する調査研究を行い、その結果を普及指導活動に活用する。

また、その成果を普及指導員間や関係機関と広く情報共有することで有効利用を図

る。

5 行政施策の活用

普及指導活動を円滑かつ効果的に展開するため、課題解決の手段として、各種制度資金や各種補助奨励事業などを、計画的かつ積極的に活用する。

6 関係機関・民間との連携の強化

コーディネート機能を発揮するため、必要な関係機関などとの連携を図る。

(1) 市町との連携

普及指導計画と市町の地域農業の振興計画などとの整合性を図り、課題の共有化と役割分担の明確化に努める。

(2) 農業委員会などとの連携

優良農地の確保・有効利用、担い手への農地集積や家族経営協定の推進などの関係する普及指導活動では、農業委員会、農業公社、各種協議会などと連携を図る。

(3) 農業協同組合との連携

一般的な技術及び知識の指導については、農業協同組合が行うなど役割分担の明確化を図り、適切な連携を確保しながら、それぞれの特性を活かした活動を展開する。

また、消費者ニーズの把握、販売戦略の策定などのマーケティングに関し役割分担を図り、新品目・新品種などの導入などを効率的に推進する。

(4) 金融機関との連携

経営改善資金などの借入希望農業者に対して、借入申込などが円滑に行われるとともに、融資後の経営改善が達成できるように、日本政策金融公庫、地方銀行、農業協同組合などの金融機関と連携を図る。

(5) 民間との連携

税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、IT化等の専門分野については、地域の実情を踏まえつつ、該当専門家の知見を活用する。

また、農業の6次産業化や農商工連携による付加価値の高い農業を推進するため、商工会議所等との連携を図る。

7 試験研究との連携強化

試験研究機関で開発された新技術などを現地実証・展示などの手段を用い、地域にあった技術に組み立て、その迅速な普及を図るとともに、普及指導活動における現場ニーズに対応した課題を提案し、試験研究に反映させる。

また、普及指導活動の課題の内容に応じて、独立行政法人、大学、民間企業などの技術シーズを有する者及び産学連携に知見を有する者との積極的な連携を図る。

8 研修教育の充実強化

(1) 県農業大学校における研修教育の充実

県農業大学校は、次代を担う就農者を確保育成する本科、農業者の発展段階に応

じた能力向上を支援する研修科において、経営普及部との密接な連携の下、優れた農業者を育成するための研修教育の充実強化を図る。

ア 本科

実践教育を中心に農業経営に関する高度な専門知識や技術の教育を行うとともに、一定期間の寮生活を行い、責任感や協調性を醸成し、本県農業の次代を担う青年農業者を養成する。

さらに、学生の円滑な就農を促進するため、経営普及部と連携し、就農相談活動、農家派遣研修などを実施する。

イ 研修科

農業の担い手を目指す意欲ある者を対象として、就農準備校「とちぎ農業未来塾」において、農業経営に必要な基礎的知識や専門的な栽培技術の研修を行う。

また、経営の高度化を目指す農業経営者を対象として「とちぎ農業ビジネススクール」を開設し、需要に即応した商品づくりや販路開拓のノウハウなど、経営のレベルアップのための実践的な研修を行う。

さらに、食と農の起業家養成研修、農業機械研修などの研修を行う。

(2) 新規就農希望者への支援

農業大学の学生や研修生の非農家出身者が増えたことから、就農コーディネーターを設置して経営普及部と連携し、就農の実現に向けて、農地の確保や資金調達などの様々な課題の解決のため、就農計画の作成及びその具体化に向けた総合的な支援を行う。

(3) 青年農業者などへの支援

新規参入者などが早期に定着できるように、市町・農業協同組合及び農業士などの協力を得ながら、普及指導員と専門的な技術や経験を有する就農指導協力員の個別巡回指導により、安定的な経営が行えるよう支援する。

また、講座制研修の開催や県農業大学校における各種研修などを有効に活用しながら、次代を担う青年農業者などによる課題解決に関する主体的な研究活動に対する支援を行うとともに、青少年クラブの自主的な活動を助長するための支援を行う。

(4) 学校教育との連携

経営普及部及び県農業大学校は、関係機関との連携を図りつつ、将来の就農が期待される農業高校生に対する実践的な研修の機会の提供、学校農業クラブと青少年クラブなどとの交流の促進等の支援を図る。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 普及事業を支援する協議会

県及び地方段階で、普及事業の支援のために関係機関によって構成される協議会において、普及事業の実施方針、重点課題の設定、普及指導計画の樹立、活動成果の評価、関係機関の連携・役割分担など、普及指導活動の推進に関する事項について意見交換する。

2 農業に関する教育への協力

農業体験学習などの取組を推進する教育機関、市町村、農業協同組合などに対する情報提供、相談活動などの協力を行うよう努める。

3 都道府県間の連携の強化

全国的な普及指導活動の課題に対する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に関係する都道府県間の情報の共有、技術協力などに努める。

4 海外技術協力への対応

海外からの技術協力などの要請に応え、普及指導員の国際感覚の涵養などを図る観点から、海外からの研修生などの受入れ、海外の普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供などについて積極的に対応する。